

第51号議案

川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者 の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和4年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
川の駅・亀岡水辺公園
- 2 指定管理者となる団体の名称
保津川遊船企業組合
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

川の駅・亀岡水辺公園に係る指定管理者
の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
川の駅・亀岡水辺公園	保津川遊船企業組合	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日